

○農林水産省令第五十二号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第三十七条第一項及び第三項第三号並びに第六十一条並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月二十六日

農林水産大臣 野村 哲郎

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年農林水産省令第

二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(輸出事業計画の認定の申請)</p> <p>第一条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）第三十七条第一項の規定による輸出事業計画の提出は、農林水産大臣が定める様式により、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 輸出事業計画に法第三十七条第三項各号に掲げる事項を記載する場合には、同項の施設の規模及び構造を明らかにした図面</p> <p>三 輸出事業計画に法第三十七条第七項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる書類</p> <p>イ 次に掲げる者が法人である場合には、その登記事項証明書若しくは定款又はこれに代わる書面</p> <p> (1) 当該事項に係る農地を農地以外のものにする者</p> <p> (2) 当該事項に係る農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者</p> <p>ロ 当該事項に係る土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）</p> <p>ハ 当該事項に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面</p> <p>ニ 輸出事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面</p> <p>ホ 当該事項に係る農地又は採草放牧地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面</p> <p>ヘ 当該事項に係る農地又は採草放牧地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合にあつてはその事由を記載した書面）</p>	<p>(輸出事業計画の認定の申請)</p> <p>第一条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第一項の規定による輸出事業計画の提出は、農林水産大臣が定める様式により、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

ト その他参考となるべき書類

四 (略)

(輸出事業計画に記載する事項)

第二条 法第三十七条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、同条第一項の認定を申請する事業者による輸出事業の対象となる農林水産物又は食品の輸出の現状及び当該事業者が認識している当該農林水産物又は食品の輸出の拡大に向けた課題とする。

(輸出事業の用に供する施設の整備に関して輸出事業計画に記載すべき事項)

第三条 法第三十七条第三項第三号の農林水産省令で定める事項は、輸出事業計画に同条第七項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる事項とする。

一 当該事項に係る農地を農地以外のものにする場合には、次に掲げる事項

イ 転用の時期

ロ 転用することによつて生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

ハ その他参考となるべき事項

二 当該事項に係る農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、次に掲げる事項

イ 権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

ロ 当該土地の所有者の氏名又は名称

ハ 当該土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称

ニ 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

ホ 転用の時期

ヘ 転用することによつて生ずる付近の農地又は採草放牧地、作

二 (略)

(輸出事業計画に記載する事項)

第二条 法第三十四条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、同条第一項の認定を申請する事業者による輸出事業の対象となる農林水産物又は食品の輸出の現状及び当該事業者が認識している当該農林水産物又は食品の輸出の拡大に向けた課題とする。

(製造過程の管理の高度化に関する基準)

第三条 法第三十四条第四項第六号(法第三十五条第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める基準は、国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会総会において採択された危害分析・重要管理点方式とその適用に関するガイドラインに基づき、食品の製造過程の管理の高度化を図るための体制の整備及びこれに必要な施設の整備が実施されると見込まれることとする。

ト 物等の被害の防除施設の概要
 ト その他参考となるべき事項

(輸出事業計画の変更の認定の申請)

第四条 法第三十八条第一項の規定による認定輸出事業計画の変更の認定の申請は、農林水産大臣が定める様式により、第一条各号に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、当該書類に変更がないときは、当該様式にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

(輸出事業用資産に関する事項の証明の申請)

第七条 認定輸出事業者は、認定輸出事業計画に記載された輸出事業用資産（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十三条の二第一項に規定する輸出事業用資産若しくは同法第四十六条の二第一項に規定する輸出事業用資産又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の二第一項に規定する輸出事業用資産若しくは同法第六十八条の三十四第一項に規定する輸出事業用資産をいう。以下この項において同じ。）を輸出事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後において、当該輸出事業用資産を輸出事業の用に供した割合が、次の表の上欄に掲げる年（法人にあつては、事業年度。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合以上であることについて、農林水産大臣の証明を受けることができる。

区分	割合
供用日から同日以後一年を経過する日までの間に終了する年	十五パーセント
供用日以後一年を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの間に終了する年	二十パーセント
供用日以後二年を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの間に終了する年	二十五パーセント

(輸出事業計画の変更の認定の申請)

第四条 法第三十五条第一項の規定による認定輸出事業計画の変更の認定の申請は、農林水産大臣が定める様式により、第一条各号に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、当該書類に変更がないときは、当該様式にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

(新設)

供用日以後三年を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの間に終了する年	三十パーセント
供用日以後四年を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの間に終了する年	四十パーセント
供用日以後五年を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの間に終了する年	五十パーセント

2 前項の証明を受けようとする認定輸出事業者は、別記様式一による申請書を農林水産大臣に提出するものとする。

(輸出事業用資産に関する事項の証明)

第八条 農林水産大臣は、前条第二項の規定により同項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を確認し、当該申請書に、別記様式二による証明書を添付し、当該認定輸出事業者に交付するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定による証明をしないときは、別記様式三によりその旨を申請者である認定輸出事業者に通知するものとする。

(立入検査等の結果の報告)

第九条 法第五十五条第三項の規定による報告は、遅滞なく、農林水産大臣が定める様式により、次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 立入検査又は質問を行った登録発行機関又は登録認定機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 五 (略)

(立入検査等をするセンターの職員の身分を示す証明書)

第十条 法第五十五条第四項において準用する法第五十三条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式四によるものとする。

(新設)

(立入検査等の結果の報告)

第七条 法第四十条第三項の規定による報告は、遅滞なく、農林水産大臣が定める様式により、次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 立入検査又は質問を行った登録認定機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 五 (略)

(立入検査等をするセンターの職員の身分を示す証明書)

第八条 法第四十条第四項において準用する法第三十八条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

別記様式一（第7条関係）

（新設）

輸出事業用資産の証明申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
 名称及び代表者の氏名
 （個人の場合は氏名）

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第7条第2項の規定に基づき、同条第1項の証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

輸出事業用資産の種類（当該資産の名称）	供用年月日	証明を受けた期間	(A) 輸出事業用資産により生産し、製造し、加工し又は流通した農林水産物又は食品の金額（又は数量）	(C) 輸出割合(B ÷ A)	
			(B) うち輸出向けの金額（又は数量）		
			千円	千円	%

事業年度の開始の日： 年 月 日（個人の場合は不要）

事業年度の終了の日： 年 月 日（個人の場合は不要）

（注）輸出事業用資産ごとに上記の内容が確認できる内訳表等を添付すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式二 (第8条関係)

(新設)

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第8条第1項の証明通知書

年 月 日

殿

農林水産大臣 名

年 月 日付けで証明申請のあった農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第7条第1項の証明の申請については、農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり証明します。

記

輸出事業用 資産の種類 (当該資産 の名称)	供用年月日	年目	輸出割合 要件	輸出事業用 資産の輸出 割合

事業年度の開始の日： 年 月 日 (個人の場合は不要)

事業年度の終了の日： 年 月 日 (個人の場合は不要)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式三（第8条関係）

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第8条第1項の規定による証明をしない旨の通知書

年 月 日

殿

農林水産大臣 名

年 月 日付けで証明申請のあった農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第7条第1項の証明の申請については、下記の理由のとおり証明をしないものとします。

記
証明をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）証明をしない理由を具体的に記載する。

（新設）

別記様式四（第10条関係）

（表）

	第 年	月	号 日発行
身 分 証 明 書			
氏名			
写 真	上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の 促進に関する法律（令和元年法律第57号） 第55条第1項の規定による立入検査又は質 問をする職員であることを証明する。		
	独立行政法人農林水産消費安全技術センタ ー理事長		

別記様式（第8条関係）

（表）

	第 年	月	号 日発行
身 分 証 明 書			
氏名			
写 真	上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の 促進に関する法律（令和元年法律第57号） 第40条第1項の規定による立入検査又は質 問をする職員であることを証明する。		
	独立行政法人農林水産消費安全技術センタ ー理事長		

(裏)

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）（抄）

（輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等）

第53条（略）

2（略）

3 前2項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5・6（略）

（登録発行機関等に対する報告の徴収等）

第54条 主務大臣は、第5章の規定の施行に必要な限度において、登録発行機関若しくは登録認定機関若しくはこれらの者とその業務に関して関係のある事業者に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事業所等に立ち入り、発行若しくは認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

2（略）

（センターによる立入検査等）

第55条 農林水産大臣は、前条第1項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録発行機関若しくは登録認定機関又はこれらの者とその業務に関して関係のある事業者の事業所等に立ち入り、発行若しくは認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 センターは、前項の指示に従って第1項の規定による立入検査又は質問を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 第53条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による立入検査及び質問について準用する。

第64条 第54条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項若しくは第55条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第67条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第62条又は前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(以下略)

(裏)

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）（抄）

（輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等）

第38条（略）

2（略）

3 前2項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5・6（略）

（登録認定機関に対する報告の徴収等）

第39条 主務大臣は、第5章の規定の施行に必要な限度において、登録認定機関若しくはその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事業所等に立ち入り、認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

2（略）

（センターによる立入検査等）

第40条 農林水産大臣は、前条第1項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録認定機関若しくはその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者の事業所等に立ち入り、認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 センターは、前項の指示に従って第1項の規定による立入検査又は質問を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 第38条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による立入検査及び質問について準用する。

第49条 第39条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項若しくは第40条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第52条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第47条又は前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(以下略)

(独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)

第二条 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第四条 センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～十九 (略)</p> <p>二十 センター法第十条第三項に規定する協力に関する事項</p> <p>二十一～二十三 (略)</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第四条 センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～十九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十～二十二 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。